

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の

一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

常勤職員との均衡を確保するため、会計年度任用職員の給与にかかる規定整備を行う。

2 改正の概要

(1) 第1条による改正

ア 給料表の適用について、一定の会計年度任用職員を除き、職員の給与に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による旨を定める。(第3条)

イ 会計年度任用職員の期末手当の支給月数を0.1月引き上げる。(第16条)

(2) 第2条による改正

ア 会計年度任用職員に支給する給与に、勤勉手当を加え、その支給日、額の算定方法等を定める。(第2条、第16条の2)

イ 第1条の改正規定から会計年度任用職員の期末手当の支給月数を0.1月引き下げる。(第16条)

3 施行日

第1条の改正規定は公布の日から、第2条の改正規定は令和6年4月1日からとする。

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>【第1条（当初）】</p> <p>第1条・第2条（略） （給料表）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の給料表は、<u>当該会計年度任用職員が採用された日の属する年度の初日において施行されている給与条例及び幼稚園教育職員給与条例に規定する給料表をいう。</u></p> <p style="text-align: right;">（加える）</p> <p>第4条～第15条（略） （期末手当）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額</p>	<p>【第1条（公布の日施行）】</p> <p>第1条・第2条（略） （給料表）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の給料表の給料月額に増額等改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、<u>当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。次項において同じ。</u>）があった場合における会計年度任用職員に対する前項の給料表の適用は、<u>給与条例及び幼稚園教育職員給与条例の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p>4 前項の場合において、次に掲げる会計年度任用職員に限り、<u>第2項の給料表を適用する日を当該増額等改定があった日の属する年度の12月1日とする。</u></p> <p>(1) <u>当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間（江東区における任命権者によって任用される場合に限る。）が、通算して3月以下の会計年度任用職員</u></p> <p>(2) <u>当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間（江東区における任命権者によって任用される場合に限る。）中の勤務日数及び勤務時間について、1週間当たりの勤務日数が2日以下、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員</u></p> <p>第4条～第15条（略） （期末手当）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額</p>

に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

第17条～第21条 (略)

別表 (略)

に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

第17条～第21条 (略)

別表 (略)

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>【第2条（公布の日施行）】</p> <p>第1条 （略） （給与）</p> <p>第2条 会計年度任用職員には、報酬<u>及び</u>期末手当を支給する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第3条～第13条 （略） （休職等となった会計年度任用職員の給与）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業中の会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、期末手当を支給することができる。</p> <p>3 前2項の場合を除き、法第28条第2項若しくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。）第2条第3号若しくは第4号（第1号及び第2号に準ずる場合を除く。）の規定による休職、法第55条の2第5項の規定による休職又は育児休業法第2条第1項の規定による育児休業となった会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。</p> <p>（給与と災害補償との関係）</p> <p>第15条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。</p>	<p>【第2条（令和6年4月1日施行）】</p> <p>第1条 （略） （給与）</p> <p>第2条 会計年度任用職員には、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第3条～第13条 （略） （休職等となった会計年度任用職員の給与）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業中の会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給することができる。</p> <p>3 前2項の場合を除き、法第28条第2項若しくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。）第2条第3号若しくは第4号（<u>同条</u>第1号及び第2号に準ずる場合を除く。）の規定による休職、法第55条の2第5項の規定による休職又は育児休業法第2条第1項の規定による育児休業となった会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。</p> <p>（給与と災害補償との関係）</p> <p>第15条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、<u>次条及び第16条の2</u>の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。</p>

(期末手当)

第16条 (略)

- 2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に100分の130を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。
- 4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は人事委員会の承認を得て規則で定める。

(加える)

第17条～第21条 (略)

別表 (略)

(期末手当)

第16条 (略)

- 2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 期末手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。
- 4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(勤勉手当)

第16条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に、100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

第17条～第21条 (略)

別表 (略)

【江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和5年
月江東区条例第 号）附則】

現行	改正案
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第3条第3項の規定により、同項に規定する増額等改定があった場合に生じた報酬等の差額の支給日は、令和5年度に限り、令和6年2月15日とする。</p>